

京都府緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に伴う
施設の利用予約日の取消、変更について

【利用予約日の取消について】

京都府緊急事態措置、まん延防止等重点措置期間において、利用予約日の取消申請があった場合は還付します。

【利用予約日の変更について】

京都府緊急事態措置、まん延防止等重点措置期間において、利用予約日の変更についても申請を受付けます。

【受付期間について】

京都府緊急事態措置、まん延防止等重点措置期間が解除された場合、利用の取消、変更受付は終了します。

◇八幡市文化センター大ホール・小ホールをご利用の皆様へ

※ホールの利用に伴う舞台係人件費、看板制作代金などについては、取消可能期間が設定されています。期間が過ぎますと料金が発生します。詳しくは八幡市文化センターまでお問い合わせください

お問い合わせ

公益財団法人やわた市民文化事業団

八幡市文化センター TEL 075-971-2111

松花堂庭園・美術館 TEL 075-981-0010